

2019年度卒業論文紹介

その他のタイトル	Vorstellung einiger Diplomarbeiten 2019
著者	中谷 百花, 岡? 真美
雑誌名	独逸文學
巻	65
ページ	191-196
発行年	2021-03-20
URL	http://doi.org/10.32286/00023424

2019年度卒業論文紹介

中谷 百花

ビスマルク社会保険三部作について —19世紀ドイツと現代ドイツへの影響—

19世紀初めにドイツ第二帝国で登場した社会保険三部作は、当時の25の連邦からなるドイツにどのような影響を与えたのだろうか。また、後世のドイツにどのような影響を与えたのだろうか。本論で検討する社会保険三部作とは、1883～1884年にドイツ帝国首相オットー・フォン・ビスマルク（Otto von Bismarck）が主導して成立した、疾病保険法（Krankenversicherungsgesetz）、労災保険法（Unfallversicherungsgesetz）、障害老齢保険法（Invaliditäts- und Altersversicherungsgesetz）の三つの保険法案を指している。これら三つの社会保険は後述する当時の社会問題に対応するために樹立された。一般的に社会保険三部作は、ビスマルクが掲げた飴と鞭の一つと知られているが、第二帝国限りの制度ではない。時代とともに政治、社会、生活のあり方が変化するドイツ国内とともに変化し現在でもその制度は活用されている。本論では、19世紀後半の国民の生活が保険制度とともにどのように変化したのか、また社会保険三部作がもたらした後世のドイツへの影響について検証することを試みた。本論ではまず、当時のドイツの社会状況と社会問題を明らかにし、各保険法案の実績とデータを用いて当時と後世に与えた影響について検証した。

19世紀ドイツは産業革命の過渡期である。都市部への人口の移動、賃金労働者の数が急増し、それまでの生活や仕事の環境は一変した。例としては、長時間の過剰労働に見合わない低賃金や不況による生活苦、劣悪な生活環境による健康被害、頻発する労働災害などが挙げられる。また、上記の社会問題が浮上するにつれ、社会主義運動が活発化した。

活発化する社会主義運動を危険視するビスマルクにより、社会主義者を取り締まる法律が公布されると同時に、諸般の社会問題に対応する社会保険三部作を導入する動きが始まる。

社会保険三部作の中で1番初めに法案作成が始まったのは労災保険法であった。上記の通り、労働災害は当時の深刻な社会問題である。膨大な労災件数や傷病の程度の重さに加え、訴訟問題も大きな課題であった。労災保険に関する既存の法律は不備が多く、基本的に雇用主側の過失を労働者が立証できなければならず、泣き寝入りするものは多かった。そのような状況が起こす社会主義運動の沈静化と次期選挙のためビスマルクは労災保険法作成に踏み切った。長期にわたる法案審議の末1884年に成立した労災保険は、雇用主らが運営する保険機関が一定期間労災被害者に給付金を支給した後、障害の度合いに応じて引き続き年収の3分の2を上限に支給するという内容であった。その際責任の所在を追求して補償の有無を決定するのではなく、一定の確率で避けられない事故は雇用主が一律補償に備えるという形が取られた。加えて、労災を未然に防ぐため、保険機関が労災防止規則の制定協力を行うこととなった。

この労災保険法は、国民の労働環境に2つの大きな変化をもたらした。第一に、労災の補償に対する捉え方の変化である。労災事故は過失の所在は問題ではなく、ある程度は避けられないもののため一律雇用主が責任を取るという現代的なものに変化した。第二に保険機関が労災予防の規則を公布したことにより、労災の死亡事故、永久に稼得不能となる重傷者が大幅に減少した。このことから、労働環境の改善や向上につながったことが分かる。課題が残る点としては、保険機関は雇用主のみの運営体制だったため、労働者団体の批判的となった点がある。そして、給付額は給与に応じた額を定めているため社会的弱者に支給される額が結果的に少なくなってしまう点などが挙げられる。

次に着手されたのは、疾病保険法である。疾病保険法は、国が公認した様々な種類の疾病金庫（日本における保険会社のようなもの）に対象となる労働者を強制的に加入させる法律であった。この法律は発病・負傷時から13週間以内の傷病を対象に医師による無料治療、医薬品の無料支給、労働不能の際の手当金を支給するというものであった。資金源

は保険料であり、労働者本人が3分の2とその雇用主が残りを負担した。なお、当該保険はドイツに古くから存在する職人同士の寄り合いである共済金庫（Unterstützungskasse）という既存の共済組織をベースに作り上げられたため概ね受け入れられていた。

疾病保険は徐々に国民の中に浸透するにつれ、健康状態や医療環境に変化をもたらした。国民の健康状態についてであるが、法案可決から約30年ほどで国民全体の死亡率は約50%低下した。また疾病保険が導入された後、医師の数は30年間で2倍になり、看護師、病院のベッドの数も大幅に増加した。このことから、疾病保険は健康状態の改善と医療供給体制の発展に寄与していったことがわかる。しかしながら、保険機関である疾病金庫の数は後々問題となった。疾病金庫の数は20世紀には2万を上回り、同一の業務を複数の機関が行う非効率性が問題視された。加えて金庫間でも経営格差が生じ、後々赤字金庫が閉鎖され、他の金庫に吸収合併されることとなった。また、全体の死亡率は確かに減少したが、その一方で貧困層の乳児死亡率は増加しており、疾病とは異なる別の社会問題がうかがえる。

社会保険三部作の中で最後に成立したのは障害老齢保険である。19世紀のドイツでは労災問題と同様に高齢者や障害を負った労働者の生活も過酷であった。工業化の影響により核家族のスタイルが主流となったドイツでは、老後の蓄えがなく困窮する高齢者が多かった。そして老後を迎える以前に障害で労働不能となるものも深刻であった。そこでビスマルクは、問題の対策のため法案を議会に提出した。法案は規定の期間まで障害老齢保険の機関に保険料を納めた満70歳以上の国民、もしくはそれ以前に労災保険法の範疇外の事故などで稼得不能となった者を対象とし、対象者に年金を支給するというものであった。受給対象者には基礎額にあわせ、納付機関や賃金に応じた額を支給した。一定の年齢を越すだけで支給されるという条件や、障害老齢に関して長期にわたり年金を支給するというのは当時としては前例がなく斬新な提案であった。そのためか政界からは様々な批判や修正案や意見が寄せられていた。紆余曲折の末に成立した障害老齢保険であったが、国民からの反応も否定的なものが多かった。当時70歳で健康な人間は稀であったため適用範囲が厳しすぎることや給付額が通常最低生活費のおおよそ9分の1か

ら、6分の1程度であったため多くの批判が寄せられた。上記の問題の要因としては長期にわたる支給は前例がなく、財政上の問題を懸念して意図的に70歳に設定し、給付額を低めにしていたためである。実際に給付額の低さは政府も認めていた。このように障害高齢保険は当初実績は芳しくなく、多くの批判が寄せられていたが、システムとコンセプト自体が画期的だということは19世紀当時から認識はされていた。その後改正と給付水準の見直しを繰り返し、給付額、適用基準共に徐々に改正されドイツの主要な社会保障の一つとなっていく。

以上のように、実績などから社会保険三部作を検討すると、当時の国民に与えた影響は大きかったと言える。医療整備、労働環境改善に貢献し、労災や病気の死亡率を低下させたことなどは社会保険三部作の功績だと言える。このようにドイツに与えた影響が大きい一方で、黎明期は給付内容の不十分さ、適用範囲の厳しさ、制度の煩雑さなどにより全ての国民を十分に救済できなかったという面も事実である。

まだ課題の残る点もある制度ではあったが、その後徐々に改正や変更が加えられ改善を繰り返し、国民の生活の質を向上させたことや、現代ドイツ社会保険の第一歩となるなど歴史的意義も大きかった制度だと言える。

岡崎 真美

『ヴェニスに死す』における時制の役割
—日本語訳における表現方法—

1. 序論

『ヴェニスに死す』(Der Tod in Venedig)は1912年にトーマス・マンが発表した小説である。この小説はマンがヴェニス旅行で実際に体験したことを元にかかれた。『ヴェニスに死す』は現在に至るまでに5つもの日本語訳が出版され、映画化やオペラ化もなされた。彼の作品の中でも翻訳数は最多である。

マンの作品に特徴的なのは荘重体の使用である。荘重体とは副文をい

くつも連ね、文を修飾する技法である。莊重体を使用することで語りを重層化し、緻密な物語を作り上げることができる。『魔の山』(Der Zauberberg)の前書きでは物語の語り手が過去形で語ることの必然性や有用性を述べており、実際に物語は過去形で語られることが多いが、『ヴェニスに死す』では過去完了形で物語が始まっている。Jäger (2014)によれば、作中での過去完了形は語り手がアッシェンバッハの行動を観察する際に用いられているとあるが、大過去として用いられている部分もある。

本論では動詞の時制(過去完了形・現在形)に着目し、過去完了形の部分はナラトロジーを用いて分析し、その機能を述べる。ナラトロジーとは物語や語りの技術と構造について研究する学問分野である。現在形の部分についてはJägerの主張を紹介しそしてその該当箇所を挙げることにする。最後に、以上を踏まえ現在入手可能な4つの日本語訳を比較し、どのように表現されているか、またどのように翻訳できるかを考察することにする。

2. 本論

マンの創作作品ではしばしば市民性と芸術性の対立というものがテーマとなる。『ヴェニスに死す』の成立にはヴェニス旅行での実体験や彼の友人の死など様々な出来事が関係している。

フランスの文学理論家ジェラルド・ジュネットの物語論における時間の領域では配列(順列、Reihenfolge)が紹介されている。作中で過去完了形から過去形へ時制が切り替えられるのは大過去と過去の区別であるとも考えることもできるが、時間は大過去から過去へと流れることから自然であり、過去形で語ることも可能である。しかし過去完了形で始まる理由としてナラトロジーを用いて考えると、後説法(Analepse)を使っていると捉えることができ、さらにAuflösende Rückwendung(解消的後説法)と考えられる。そしてこの後説法の役割はアッシェンバッハ(主人公)の回想を見つても、物語自体は彼がバス停でバスを待っているシーンからようやく始まるという効果である。

Jägerによると現在形の役割は3つあると考えられている。中でも3

つ目に挙げられる劇的な現在の時制は、例えばアッシェンバッハが急いで列車に乗り込む場面で用いられており、強調効果がある。

『ヴェニスに死す』の日本語訳は現在4つが入手可能である。翻訳にあたって問題となるのは翻訳を ST (Source Text: 起点テキスト) 寄りにするのか TT (Target Text: 目標テキスト) 寄りにするのかであろう。過去完了形が用いられている部分の日本語訳では、それぞれ顕著な違いは見られないが、実吉捷郎訳(岩波文庫)では「そして」が使われており、時制のズレを表現しているようにも思える。現在形が用いられている部分の日本語訳では、現在形で訳ができているものがあるが、単語の訳し方で ST 寄りの訳と TT 寄りの訳で分かれている。

3. 結論

本論では『ヴェニスに死す』の時制に着目し、そしてその日本語訳を比較した。過去完了形は過去形との時間的区別と捉えるのではなく、また Jäger の主張に反して、後説法ととらえる試みを行った。現在形については Jäger が指摘する3つの理論を取り扱った。時制の変更をナラトロジーを用いて読むのは、作品を新たな視点で読むことを可能にするのではないだろうか。

また後説法を使った作品は他にも存在することから、ナラトロジーを考慮した翻訳方法がまだ確立されていないことを問題視できるかもしれない。